

大阪広域環境施設組合規則第13号

大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下<u>第15条の2</u>までにおいて同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法<u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める。</p> <p>[5・6 略]</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下<u>第15条</u>までにおいて同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める。</p> <p>[5・6 同左]</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付</p>

任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日設けるものとする。

[(1)~(3) 略]

[2 略]

3 事務局長は、前項の規定により休日定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上以上の休日、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の休日設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日設けるものとする。

[(1)~(3) 同左]

[2 同左]

3 事務局長は、前項の規定により休日定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上以上の休日、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の休日設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

[4～6 略]

(時間外勤務代休時間)

第7条 [略]

[2 略]

3 事務局長は、第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、指定対象勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過時間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

[(1) 略]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

[(3)・(4) 略]

[4～6 略]

(年次休暇)

第10条 [略]

[2～5 略]

6 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關す

[4～6 同左]

(時間外勤務代休時間)

第7条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

[(1) 同左]

(2) 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

[(3)・(4) 同左]

[4～6 同左]

(年次休暇)

第10条 [同左]

[2～5 同左]

6 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第26条の6第7項第1号又は第28条の4第1項の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員、一般職の任期付職員の採用

る条例第3条第1項及び第2項の規定により採用された職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、これらの者の当該年における在職期間及びこれらの者の1週間の勤務日の日数に応じ、4月1日から翌年3月31日までの1年につき別表第2に掲げる日数の年次休暇を与える。

7 前項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇に関し必要な事項は、別に定める。

[8 略]

9 前項に定める単位による年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

[(1) 略]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数(当該時間数が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分)

[10・11 略]

(55歳を超える職員の部分休業)

第15条の2 事務局長は、55歳に達した職員  
が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地

及び給与の特例に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により採用された職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、これらの者の当該年における在職期間及びこれらの者の1週間の勤務日の日数に応じ、4月1日から翌年3月31日までの1年につき別表第2に掲げる日数の年次休暇を与える。

7 前項に定めるもののほか、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇に関し必要な事項は、別に定める。

[8 同左]

9 [同左]

[(1) 同左]

(2) 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数(当該時間数が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分)

[10・11 同左]

[新設]

方公務員法第28条の6第1項に規定する定  
年退職日をいう。)までの期間中、1週間の  
勤務時間の一部について勤務しないこと  
(以下「部分休業」という。)を承認するこ  
とができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1  
週間当たりの所定の勤務時間の2分の1を  
超えない範囲内で、事務局長が定める時間  
を単位として行うものとする。

3 第1項の規定により承認する部分休業の  
期間の始期は、55歳に達する日後の最初の  
4月1日以後であって事務局長が定める日  
とする。

4 第1項の規定による承認は、部分休業を  
している職員が休職又は停職の処分を受け  
た場合には、その効力を失う。

5 事務局長は、部分休業をしている職員の  
業務を処理するための措置を講ずることが  
著しく困難となった場合において、当該職  
員の同意を得たときは、部分休業の承認を  
取り消し、又は部分休業の承認を受けた1  
週間当たりの勤務しない時間を短縮するこ  
とができる。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員就業規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1

項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)第10条第6項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第4項、第5条第1項及び第3項並びに第10条第6項、第7項及び第9項の規定を適用する。